

住宅課からのお知らせ(☎585-6012)

- ①老朽危険空き家等除却補助
 - 補助金額:かかった経費の2分の1(上限100万円)
- ②空家等改修支援事業
 - 改修工事等の内容によって、補助金の額が異なります。
 - (1)流通促進タイプ
 - 補助金額:改修工事等にかかった経費の2分の1(上限50万円)
 - (2)転用促進タイプ
 - 補助金額:改修工事等にかかった経費の2分の1(上限100万円)
 - (3)家財整理促進タイプ
 - 補助金額:家財整理にかかった経費(上限10万円)
- ※(1)と(3)は併用可能
- ③中古住宅で始める子育て新生活応援事業
 - 補助金額:上限30万円(条件によっては、15万円の加算あり)
- ④子育て高齢者世帯リフォーム支援事業
 - 補助金額:子育て世帯・高齢者世帯…改修にかかった経費の5分の1(上限30万円)、三世帯同居世帯…改修にかかった経費の2分の1(上限75万円)
 - 申込み・☎ 全ては予算の範囲内で先着順です。申込方法は、住宅課(本庁舎6階)に備え付けの申請用紙(市ホームページからダウンロードも可)に記入し、6月1日(火)から同課へ。 ※③については受付中

給与所得等に係る3年度市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書を送付します

給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書を、特別徴収義務者(給与支払者)の皆さまへ5月18日(火)に送付します。

なお、決定通知書(納税義務者用)は、個人情報保護のため、圧着して内容が見られない状態で送付していますので、配付の際は一人分ずつ切り離して、圧着部分をはがさずにお渡してください。

また、新型コロナウイルス感染症等拡大防止のため、申告期限が延長された3月16日以降に所得税の確定申告をされた人は、申告内容が通知書に反映できていない場合があります。この場合は、税額変更通知書を後日送付しますのでご了承ください。

☎ 市民税課(☎537-5731)

障害福祉課からのお知らせ

(①②☎537-5786
③☎537-5658)

- ①障害児福祉手当などの月額改定はありません
 - 障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当(経過措置)、特別児童扶養手当の月額が4月以降も2年度と同額になります。
- | 手当の種類 | 変更後(月額) |
|------------|----------------------------|
| 特別障害者手当 | 2万7,350円 |
| 障害児福祉手当 | 1万4,880円 |
| 福祉手当(経過措置) | 1万4,880円 |
| 特別児童扶養手当 | 1級 5万2,500円
2級 3万4,970円 |
- ②障害児福祉手当などを5月10日に振り込みました
 - 5月期分の障害児福祉手当、特別障害者手当および福祉手当(経過措置分)を受給者の指定口座に振り込みました。該当者で振り込みのない人はご連絡ください。また、病気や障がいのため日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満で障害児福祉手当の申請をしていない人、病気や障がいのため在宅で常時特別の介護を必要とする20歳以上で特別障害者手当の申請をしていない人は、お問い合わせください。

- ③障害者優先調達推進法に関するお知らせ
 - 障害者就労施設などで就労する障がい者の自立を進めるため、国や地方自治体では障害者就労施設等から優先的に物品などの調達を行います。次に該当する場合は事前にご連絡ください。
 - 対象:自宅などで物品の製造や役務の提供などの業務を、自ら行う障がい者や在宅就業障がい者に対する援助を行う団体

障がい者が民間事業所で職場実習を行う際に奨励金を交付しています

- 一般就労を希望する障がい者と、障がい者雇用に取り組もうとする事業所をマッチングし、双方に奨励金を交付しています。
- 奨励金:●実習生…2,000円/日
●事業所…実習生1人につき原則5,000円/日 ※最大10日間
- その他・☎ 対象となる人や事業所など詳しくは、商工労政課(☎537-5964)へ。

01 お知らせ

国保年金課からのお知らせ

(①②☎537-5736
③☎537-7175)

- ①卒業または就職したら国民健康保険喪失の届け出を
 - 市の国民健康保険の加入者で、市外に居住している子どもが学校を卒業または就職した場合は、国民健康保険資格喪失の届け出が必要です。
 - 持参品:国民健康保険証
 - 届出先:国保年金課(本庁舎1階⑨番窓口)または各支所、本神崎・一尺屋連絡所
- ②65歳以上で一定の障がいのある人は後期高齢者医療制度に加入できます
 - 加入には広域連合の認定が必要です。また、75歳未満の人は認定を受けた後でも取り消しの届け出をすれば、被保険者にならないこともできます。詳しくは、お問い合わせください。
- ③「40歳総合健診」のお知らせ
 - 4月1日時点で国保に加入し、今年度満40歳を迎える人には、「特定健診」と「がん検診」を同時に受診できる「40歳総合健診」のお知らせを、「3年度特定健診受診券」と同封して送付します。6月末までに届かない人はご連絡ください。

事業所税の申告(納付)をお願いします

- 課税される人:市内にある事業所などで、合計床面積が1,000㎡を超えるか、勤務する従業者数が100人を超える事業者(個人・法人)
- 税額の計算方法:資産割と従業者割を合算して税額を算出します。
 - 資産割…算定期間末日の事務所などの合計床面積×税率(1㎡につき600円)
 - 従業者割…事業年度内に支払われた給与総額×税率(0.25%)
- 申告(納付)期限:●法人…事業年度終了の日から2カ月以内 ●個人…翌年の3月15日まで
- 事業所税の軽減措置:非課税、課税標準の特例および減免の制度があります。詳しくは、お問い合わせください。
- 申告場所・☎ 税制課(第2庁舎3階 ☎537-7314)

県立美術館×市美術館「美術館めぐりクイズラリー2021春」

イベント 美術館をめぐってキーワードを見つけよう!

県立美術館と市美術館でそれぞれのコレクション展を巡り、クイズに挑戦してみてください。作品を鑑賞しながらクイズを解いて、応募用紙に回答を記入し、提出してください。クイズラリーの参加料は無料です。ただし、高校生以上は両館コレクション展の観覧料が必要です。正解者の中から抽選で10人(各館5人ずつ)にこの夏開催される企画展・特別展のペアチケットをプレゼントします。参加方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



- 期間:5月18日(火)~7月11日(日)
 - 休展日:県立美術館6月16日(休)
 - 休館日:市美術館月曜日※第一月曜日は開館
 - 受付場所・時間:県立美術館コレクション展受付
午前10時~午後6時30分(※金・土曜日は午後7時30分)
市美術館エントランスホール総合受付
午前10時~午後5時30分
 - 観覧料
 - ・県立美術館コレクション展Ⅰ:一般300円(250円)、高校・大学生200円(150円)、中学生以下は無料
 - ※()内は有料入場20人以上の団体料金
 - ・市美術館第Ⅰ期コレクション展:一般310円(260円)、高校・大学生210円(150円)、中学生以下は無料
 - ※()内は20人以上の団体料金
- ☎ 市美術館 ☎ 554-5800

おおいたデザイン・エイド2021 (株)中川政七商店による「経営とブランディング講座」の事前説明会を実施します

イベント 経営とデザインの幸せな関係について学びませんか

市では、クリエイターの育成や、クリエイターの発想や技術を活用した企業の販路拡大を目的に「おおいたデザイン・エイド」を実施しており、その一環として今年度は、(株)中川政七商店による「経営とブランディング講座」を開催します。経営～ものづくり～流通・コミュニケーション設計まで一連の行程を実践的に学んでいただく内容です。今回の事前説明会には、「(株)中川政七商店」代表取締役会長 中川政七氏をお招きいたします。定員は150人(先着順)で、参加費は無料です。申込みは、はがきまたは電話、ファクス、Eメールで7月19日(月)(必着)までに商工労政課(〒870-8504 荷揚町2-31 ☎533-9077 ✉kougyou@city.oita.oita.jp)へ。

- 日時:7月20日(火) 午後2時~4時
- 場所:J:COM ホルトホール大分3階 大会議室



中川 政七氏

☎ 商工労政課 ☎ 585-6011

特定健康診査(特定健診)についてお知らせします

お知らせ 3年度「特定健診受診券」を送付します

特定健診はメタボリックシンドロームに着目した健診です。対象者へ6月上旬に3年度特定健診受診券を一斉送付します。生活習慣病の多くは、自覚症状がないまま進行します。年に一度は健診を受け、「自分の健康は自分で守る」ことを心掛けましょう。



- 対象者:満40歳(4年3月31日時点)~74歳(健診受診時)で市国民健康保険に加入している人
 - 実施期間:受診券到達~4年3月31日
 - ※4年3月31日までに満75歳になる人は、誕生日の前日まで
 - 費用:無料
 - その他:特定健診受診時は受診券が必要です。紛失にご注意ください。6月末までに届かない人はご連絡ください。
- ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎ 国保年金課 ☎ 537-7175

動物愛護センターからのお知らせ

お知らせ 犬・猫の譲渡および引取りのお知らせ

【犬・猫の譲渡について】

犬・猫の譲渡には、まず面談審査と事前講習会を受ける必要があります。おおいた動物愛護センターホームページの専用フォームで申込んでいただくか、電話でお問い合わせください。



【犬・猫の引取りについて】犬・猫を飼えなくなった場合

まずは新しい飼い主になってくれる人を探してください。どうしても新しい飼い主が見つからなかった場合は、「終生飼養」の原則に反しない範囲で、引取りを行うことがあります。必ず事前に電話相談をお願いします。

所有者不明の犬猫の引取り

「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により、所有者不明の犬猫の引取りを拒否できると規定されました。所有者不明の猫の引取り依頼は、必ず事前に電話相談をお願いします。

☎ 市動物愛護センター ☎ 588-2200